

## 年金積立金運用及び運用組織のあり方等について

### 【年金積立金運用のあり方について】

- 16年改正の際に社会保障審議会年金資金運用分科会及び与党から示された「国内債券中心」、「パッシブ運用中心」、「リスクを抑制」、「効率的な体制」等の考え方は、国民に対する約束。

※ 国会等の議論を見ても、株式運用に批判的な意見が多く、国内債券の比率を引き下げ、株式等のリスク資産の比率を引き上げる（ハイリスク、ハイリターン志向の）意見は限られている。

- 「リスク分散が不十分」、「収益性が低い」との御指摘は、国民の視点に立てば、国内債券の比率を引き下げ、株式や商品先物、不動産等のリスク資産の比率を引き上げることと同義。  
リスク資産の比率を高めた結果、大きな運用損失が生じた際の責任をどう考えるか。

- 年金積立金の原資は、年金給付に充てるため強制適用によって年金加入者から徴収した保険料であり、年金積立金運用の基本的なあり方の議論には労使の参画が不可欠。  
⇒ 「国会の議論を踏まえた、労使の参画による議論」（当事者不在の議論は避けるべき）

### 【運用組織のあり方について】

- まずは、運用委員会の専門性を向上、運用実務にも十分配慮した具体的な議論を行っていく。
- 運用組織のコストは年金積立金から支出。国民の間に年金保険料や年金積立金の使途に厳しい見方が広がる中、まずは運用の基本的なあり方についての議論が先決。
- なお、複数の基金による運用を行っているスウェーデンでは、各基金間で運用実績に大きな差はなく、効率性の面から批判が出ていることに十分な留意が必要。

（例1）カナダの年金積立金運用組織（CPPIB）は、それまでの地方債による運用から、株式中心、外国資産中心への運用に切り替えるために新設（1997年）。

（例2）スウェーデンの年金積立金運用組織（AP基金）は、1990年代の年金改革についての与野党合意に基づき、各基金の競争により運用収益の引上げを図るため、複数の職域年金を整理統合。（→各基金ともリスク資産の比率を引上げ）

（例3）年金積立金管理運用独立行政法人は、上記の「国内債券中心」、「パッシブ運用中心」、「効率的な体制」等の考え方を実施するため、平成16年の管理運用法人法により設立。同法に本部は神奈川県と明記され、移転が義務づけられている。